

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和7年5月 29 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第2401289号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第2500013号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成7年10月31日から同年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

平成7年10月31日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成7年10月31日から同年11月1日まで

私がA社に勤務していた平成6年9月5日から平成7年10月31日までの期間の標準報酬月額が遡って当初の記録から減額された上、同年10月31日まで勤務していたにもかかわらず、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。標準報酬月額については年金事務所において既に当初の記録に訂正されているが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日については訂正されていないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の回答により、請求者が請求期間においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成7年10月31日とされている。

しかしながら、オンライン記録により、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失処理は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年10月31日より後の同年11月20日に行われていることが確認できる上、同日において、請求者の標準報酬月額の遡及減額処理とともに、それまで同社に係る被保険者資格が継続していたすべての者について、被保険者資格の喪失処理（平成7年10月31日喪失）及び標準報酬月額の遡及減額処理が行われていることが確認できる。

また、請求期間当時のA社の代表取締役は、同社に社会保険料の滞納があったか否か不明である旨回答しているものの、給与の遅配や未払いがあった旨回答している上、同社で経理担当であったとする元従業員は、社会保険料の滞納や給与の遅配、未払いがあった旨回答している。

さらに、請求者から提出された明細書及び給与振込口座通帳の写しにより、給与の分割支給があったことが確認できる上、請求者が最後の方の給与は支給されなかった旨陳述しているところ、当該通帳の写しでは平成7年9月25日を最後に給与の振込が確認できない。

加えて、商業登記の記録により、請求期間において、A社が法人の事業所であったことが確認でき、請求期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められることから、同社が平成7年10月31日に適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成7年10月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年11月1日であると認められる。

また、請求者の平成7年10月31日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額については、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失処理前の平成7年10月の記録から、28万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2401446 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2500011 号

第 1 結論

昭和 49 年＊月から昭和 56 年 3 月までの請求期間及び同年 4 月から昭和 57 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 49 年＊月から昭和 56 年 3 月まで
② 昭和 56 年 4 月から昭和 57 年 2 月まで

私は 20 歳前から親元を離れ、A 市で一人暮らしをしていた。国民年金の加入手続についての記憶はないが、A 市役所から納付勧奨が何度もあったことから、同市役所から送付されてきた納付書で、年度内に金融機関で国民年金保険料（以下「保険料」という。）を納付した。昭和 55 年に B 市へ、昭和 56 年 4 月には C 市へ転居したが、変わらず年度内に金融機関で保険料を納付していた。C 市において、A 市で交付された年金手帳を提出したが、同じ色の年金手帳が新たに交付され、国民年金手帳が 2 冊になったことから、古い方は破棄してしまった。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続を行った記憶はないものの、市役所から送付されてきた納付書で請求期間①及び②に係る保険料を年度内に金融機関で納付していた旨主張しているが、具体的な納付場所及び納付額の記憶が明確でないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、請求者は、C 市に転入した際に、A 市で交付された年金手帳を提出したところ、同じ色の年金手帳が新たに交付された旨主張しているが、国民年金市町村事務取扱準則において、市町村は、被保険者から住所変更の届書を受理した際に年金手帳が提出されているときは、当該手帳の所定欄に変更後の住所及び変更年月日を記入し、これを被保険者に返付することとされており、請求者の主張と当時の取扱いは符合しない。

一方、請求者から提出された年金手帳に記載されている国民年金の初めて被保険者となった日「昭和 56 年 4 月 1 日」はオンライン記録と一致しており、請求者が同日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求期間①は国民年金に未加入の期間であり、納付書が発行されることはなく、保険料を納付することができない。

また、請求者から提出された年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）「＊」は、i）C市を管轄するD社会保険事務所（当時）において払い出されていることが確認できること、ii）請求者の前後の国民年金番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から昭和58年10月頃に払い出されたことが推認できること、iii）オンライン記録から、請求者は同年10月15日に任意加入により国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、請求者が、初めて国民年金の加入手続を行ったのは同年10月15日であると推認でき、請求期間②については、同年10月15日以降に、遡って国民年金の被保険者期間とされたと考えられる。

したがって、請求者は、保険料を年度内に納付したと主張しているが、昭和58年10月15日時点において、請求期間②の保険料を年度内に納付することはできない。

加えて、請求者の主張のとおり請求期間①及び②に係る保険料を納付するためには、請求者に上述の国民年金番号のほかに、別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったほか、A市を管轄していたE社会保険事務所（当時）が昭和49年＊月から昭和50年4月までの期間に同市へ払い出した国民年金番号に係る被保険者名について、国民年金受付処理簿において目視確認を行ったものの、請求者に上述の国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、A市、B市及びC市は、請求者の国民年金に係る資料（届書の控え、受付処理簿、被保険者名簿等）は保有していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の保険料を納付していたものと認めることはできない。